特集:薬物問題の取り組み~ゆれる薬物政策

厚生労働省は2018年、「第5次薬物乱用防止5か年戦略」を策定し、若者を中心に薬物乱用の 危険性・有害性を正しく認識させることを目指している。法務省の2020年度版「犯罪白書」(特 集:薬物犯罪)によると、2019年の大麻取締法違反の検挙数は2014年から6年連続で増加し、 過去最多であった。摘発された者の年齢をみると、20代は前年比3割弱の増加であり、20歳未 満は同4割強の急増を示している。

この若者の大麻利用の増加は、しかしながら、ひとり日本に限ったことではない。近年、大麻の栽培・販売・摂取・研究などが諸外国で認められてきている。オランダは大麻合法国として、スイスはヨーロッパでも大麻消費量の多い国として知られるが、それらと国境を接するフランスにおいても大麻の部分的解禁がなされている。同様に、大麻が法的に承認されているオーストラリアの隣国ニュージーランドでも2020年に大麻解禁をめぐる国民投票がおこなわれた。

大麻合法化の世界的潮流は日本の薬物取締政策を再考させるものなのではないだろうか。日本の薬物対策における絶対的な拒否の姿勢はこんにち妥当するのであろうか。このような問題意識のもとで、本学部所属の研究者数名で若干の国における薬物問題への取り組みかたの調査研究を開始した。すでに本紀要第14巻第1号で中国の状況が発表されている(真殿仁美(2020)「麻薬撲滅宣言からふたたび:深刻化する中国の薬物問題」『城西現代政策研究』14(1), pp.1-20))。本第2号ではさらに日本、フランス、ニュージーランドの研究成果を報告する。

謝辞

本研究は2019-2020 学長所管研究(研究題目「各国における薬物問題への取り組みに関する研究」研究代表者:市川直子))の助成を受けている。2020 年に生じたコロナ禍で海外調査を断念することになったが、文献研究は継続することができた。ここに感謝の意を表する。

研究代表者 市川 直子